

**鉄の道文化圏推進協議会 公式サイト制作業務
公募型プロポーザル説明書**

令和 8 年 9 月 3 0 日

1、目的

この要領は「鉄の道文化圏推進協議会公式サイト制作業務」（以下「本業務」という。）について、サイト制作に関する高度な知識と豊富な経験を有し、価格の安さだけでなく優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2、業務の概要

（1）業務名

鉄の道文化圏推進協議会公式サイト制作業務

（2）業務目的

鉄の道文化圏推進協議会では昭和 6 2 年の設立以来、「鉄の道」をキーワードに安来市・雲南市・奥出雲町の 3 市町の広域連携による地域づくりを進めてきた。平成 2 8 年 4 月には地域ストーリー「出雲國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」が文化庁から日本遺産の認定を受け、観光誘客・周遊策のさらなる展開が求められている。

本業務では、国内外の人を惹きつけ、当圏域への関心を高めて誘客・周遊を促進するために必要となる当圏域の基礎的情報及び観光周遊に必要な情報を網羅し、来訪者にとって有益な情報を提供するための公式サイトを制作することを目的とする。

（3）業務内容

別紙「鉄の道文化圏推進協議会公式サイト制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（4）業務期間

（令和 8 年度）

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

（令和 9 年度）

令和 9 年 4 月 1 日（木）～令和 9 年 4 月 3 0 日（金）まで

※本業務は 2 カ年を予定。

（5）提案上限額

2 カ年で 2, 4 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

※上記の金額は、令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 カ年の合計であり、令和 8 年度の支払上限額は以下のとおりである。残金はすべての業務終了後、完了検査を経て精算払いとする。

・令和 8 年度 4 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3、応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 島根県内に本店、支店または営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との規約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 事業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

4、提出書類及び提出期限

本プロポーザルへの参加を希望するものは、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

項番	提出書類	様式	部数
1	プロポーザル参加意向申請書	様式第1号	1部
2	提案者情報書	様式第2号	1部
3	業務実績書	様式第3号	1部
4	業務実施体制図	様式第4号	1部
5	提案書	任意様式	6部
6	見積書及び見積内訳書	任意様式	1部
7	質問書	様式第5号	—
8	辞退届	様式第6号	—

※必要書類は鉄の道文化圏推進協議会公式サイトからダウンロードすること。

(2) 参加意向申請書等の提出

提出期限	令和8年10月13日（火）午後5時まで
受付時間	閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
提出場所	島根県雲南市三刀屋町三刀屋73番地3 うんなん観光案内所内 雲南市産業観光部観光振興課
提出方法	「(1) 提出書類」の1項から4項の書類を提出場所まで持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合

	は提出期限必着とし、書留等配達の記録が残る方法とする。※電子メールでの提出は認めない。
留意事項	本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加意向申請書(様式第1号)の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を令和8年10月23日(金)午後5時までには持参すること。

(3) 企画提案書及び見積書の提出

項目	内容
対象者	プロポーザル提案資格を有するものとして認められ、協議会から「プロポーザル関係書類提出要請書」により要請を受けた者
提出期限	令和8年10月23日(金) 午後5時まで
受付時間	閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
提出場所	島根県雲南市三刀屋町三刀屋73番地3 うんなん観光案内所内 雲南市産業観光部観光振興課
提出方法	「(1) 提出書類」の5項から6項の書類を提出場所まで持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限必着とし、書留等配達の記録が残る方法とする。※電子メールでの提出は認めない。

5、提案書及び見積書について

(1) 提案書の書式等について

- ①提案書の書式は文字フォントを MS 明朝体、文字サイズを10ポイント以上(図、表、画像を除く)とし、A4判・縦型・横書きの印刷物とする。
- ②本手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法(平成4年法第51号)に定める単位に限る。
- ③提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、理解しやすいものとする。
- ④評価の公平性を保つため、提案書には提案者を識別できる情報(社名、ロゴ、製品名等)を含んではならない。

(2) 見積書の記載事項

項目	内容
様式	任意様式
記載内容	・見積書には、会社名、代表者名を記入し代表社印を押印すること。 ・提案上限額(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内

	の見積金額を記載すること。 ・見積内訳書について、項目、数量、単価、諸経費等がわかるように記載すること。
--	--

6、提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取り扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (2) 提出期間終了後は、当協議会の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出書類の提出後、当協議会の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合又は開示等の際に複製を作成することがある。
- (7) 提案者から提出された従業員等の個人情報 は本プロポーザル実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。なお、当該個人情報の取扱いは雲南市個人情報保護条例（平成16年条例第16号）に従う。

7、選定に係る日程

項番	手続き	日程
1	プロポーザル公告	令和8年9月30日（水） ～10月13日（火）
2	質問受付	令和8年9月30日（水） ～10月5日（月）
3	質問回答	令和8年10月7日（水）
4	参加意向申請書の 提出期限	令和8年10月13日（火）
5	（一次審査・結果通知） プロポーザル関係書類 提出要請通知	令和8年10月14日（水）
6	提案書の提出期限	令和8年10月23日（金）
7	ヒアリング・ プレゼンテーション	令和8年10月29日（木）
8	評価結果通知	令和8年11月上旬（予定）

8、質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする質問書（様式第5号）に必要

事項を記入の上、電子メールによりワードファイルで送信し提出のこと。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(1) 質問受付期間 令和8年9月30日(水)～10月5日(月)午後5時まで

(2) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、予定として令和8年10月7日(水)を目安に、当協議会公式サイトへ掲載し公表する。

※類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。

※事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

(3) 電子メールアドレス info@tetsunomichi.or.jp

9、選定方法

本業務の審査は、当協議会の審査会において行う。

(1) 1次審査(書類審査): プロポーザル提案資格確認ほか

項目	内容
確認手順	・提出された参加意向申請書等を基に、資格要件の確認を行う。
結果通知	1次審査終了後は、速やかに参加意向申請者全員に審査結果を通知する。また、提案資格を有する者には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を通知する。また、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

(2) ヒアリング(プレゼンテーション)

項目	内容
実施日	令和8年10月29日(木)
実施場所	島根県雲南市木次町里方521番地1 雲南市役所
選定委員	当協議会事務局担当課長を含む6名以内
説明時間	1者につき質疑応答を合わせて25分以内 (提案内容の説明10分、質疑応答10分、準備・後片付け5分)
内容	ヒアリング(プレゼンテーション)
評価方法	・提案書に基づいてヒアリング(プレゼンテーション)を実施し、評価基準に従い採点を行う。 ・総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。 ・プロポーザル参加者が1者のみの場合で、各選定委員の評価点を合算した値が最低基準点(各選定委員の持ち点を合算した値(満点)の5割)を満たすときは、当該者を契約候補者として選定する。
その他	・ヒアリングの順番は、参加意向申請書の提出受付が遅い者か

	らとする。 ・提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布など事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、説明の補足用としてパワーポイント等の利用は可とする。なお、説明の補足資料（データ）は事前に担当部署に提出して確認を受けること。 ・評価の公平性を保つため、上記補足用資料には提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。 ・プレゼンテーションに使用する機器（パソコン、プロジェクタ、スクリーン）及び説明用資料（データ）は協議会が準備する。ただし、それらを使用するための準備及び片付けに要する時間は5分以内とする。 ・プレゼンテーションでの発言内容は録音させていただく。
--	---

10、評価結果の通知

評価結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。なお、契約候補者及び次点順位者については、当協議会ホームページにおいて公表するものとする。

11、担当者との協議

契約候補者として特定された者は、契約締結に向けて担当者と協議を行う。協議に際しては、必要に応じ契約候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。

なお、契約候補者として特定された者が契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行う。

12、ヒアリング（プレゼンテーション）の評価方法について

- ①提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、別表に定める評価基準に従い採点を行う。
- ②評価基準の「提案に関する事項」と「ヒアリングに関する事項」の評価点は、審査に参加した委員の平均により算出する。なお、平均点は小数点2桁以下を切り捨てた数値とする。
- ③総合評価点（合計点）が最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者として選定する。
- ④各提案の合計点を算出したときに同点の者があった場合は、見積金額がより安価である者を上位者とする。
- ⑤前号の規定により順位が決定できないときは、委員長が順位を決定する。

⑥評価は非公開により実施する。

13、その他

- (1) 参加者は、本要領等に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。単体での企業法人を前提とするが、業務の一部について再委託することは可能とする。
ただし、再委託の相手方も提案者同様の資格要件を満たすものとする。
また、主たる業務（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断）の再委託は認めないほか、本プロポーザルに参加したほかの提案者への再委託についても認めない。
- (3) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 本業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を当協議会と協議した上で決定するもので、事業者の特定をもって、提案者の提案内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (6) 次のいずれかに該当した者は失格とする。
 - ①虚偽の記載をした者
 - ②参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
 - ③本件プロポーザルを公告した以後、選定委員又は当該業務に関する者に接触を求めた者
 - ④見積書が提案上限額を超える者
 - ⑤提出書類に虚偽の記載をしたと協議会が判断した場合には、提案書等を無効とする。

14、担当部署

- (1) 住所 〒690-2404 島根県雲南市三刀屋町三刀屋7 3 番地3
うなん観光案内所内 雲南市産業観光部観光振興課
- (2) 担当課 雲南市産業観光部観光振興課
- (3) 電話番号 0854-40-1054
- (4) 電子メール info@tetsunomichi.or.jp

(別表) 評価基準

A)参加表明者等の経験及び能力に関する事項

評価項目	評価の着目点	評価点
	判断基準	
参加表明者の経験 及び能力 (業務実績)	(様式第3号) 過去10年間の同様業務の実績を次の順位で評価する。 ①5件以上 ②4件 ③3件 ④2件 ⑤1件	①5 ②4 ③3 ④2 ⑤1
	(様式第4号) 過去10年間の同様業務の実績を次の順位で評価する。 ①5件以上 ②4件 ③3件 ④2件 ⑤1件 ※業務実績には副担当者として従事した業務は除く。	①5 ②4 ③3 ④2 ⑤1
配置予定責任者の 経験及び能力 (業務実績、地域精 通度)	(様式第4号) 平成28年度以降公告日までに完了した島根県内での業務実績の有無については次の順位で評価する。なお、業務実績は同様の業務で、行政及び公的団体が発注した契約金額100万円を超える業務(元請のみ)を対象とする。 ①島根県内における業務実績あり。 ②上記に該当しない場合は加点しない。	①5 ②加点しない
	小 計	15

B)価格に関する事項

価格点	$10 \times (1 - \frac{\text{【提案価格】}}{\text{【提案上限額】}})$ ※提案価格及び提案上限額は税込金額とする。 ※価格点は、上記計算式の小数点以下を切り捨てた数値とし、上限を10点とする。	10
-----	---	----

C)提案に関する事項

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価点
テーマ1	業務を行うに当たり重要と思われる業務の実施方針、実施フロー、工程計画、業務体制について	業務実施方針、手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られているか、以下の3段階で評価する。 ①: 高い ②: 普通 ③: 低い	①5 ②3 ③1
		業務の目的を理解した上で、適切なスケジュールが作成され、確実な業務の遂行が見込まれるか、以下の3段階で評価する。 ①: 高い ②: 普通 ③: 低い	①5 ②3 ③1
		業務実施にあたり人員配置や体制など十分な配慮を行っているか、以下の3段階で評価する。 ①: 高い ②: 普通 ③: 低い	①5 ②3 ③1
テーマ2	鉄の道文化圏のたたらや日本遺産に関する現状、課題の見解について	当地域のたたらに関する歴史や文化への習熟度があり、課題認識が適切であるか、以下の3段階で評価する。 ①: 高い ②: 普通 ③: 低い	①5 ②3 ③1
テーマ3	公式サイトのうち、企画提案部分(たたらに関する基礎知識)を制作するに当たっての視点について	公式サイトを閲覧する人の理解度や関心度を高める視点であるか、以下の3段階で評価する。 ①: 高い ②: 普通 ③: 低い	①5 ②3 ③1
テーマ4	提案者が受注することによるアピールポイントなど追加提案について	地域特性を的確に踏まえ、優れた提案となっているか、以下の3段階で評価する。 ①: 高い ②: 普通 ③: 低い	①5 ②3 ③1
		提案内容に説得力があり、また実現性の観点からその内容が適切か、以下の3段階で評価する。 ①: 高い ②: 普通 ③: 低い	①5 ②3 ③1

		価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	
小 計			35

D) ヒアリングに関する事項

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価点
プレゼンテーション	資料作成能力	提案資料は分かりやすく、説得力があるか、以下の３段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
	説明能力	説明が分かりやすく説得力があり、質疑に対する的確な対応ができるか、以下の３段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い ※時間を超過する提案内容の説明は評価点の減点対象とする。	①5 ②3 ③1
	提案意欲	業務に取り組む積極性が感じられるか、以下の３段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
	提案の独自性	地域の特色を伝えられるよう独自性の高い提案がされているか、以下の３段階で評価する。 ①：高い ②：普通 ③：低い	①5 ②3 ③1
小 計			20

【合 計】 A+B+C+D	80
---------------	----